

## 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく「公の施設」利用許可に関するガイドライン（案）の策定について

## 1. 経過

- 平成 25 年 5 月以降、同一申請者から集会のための公園内行為許可申請が 13 回提出され 12 回許可してきた。
- 平成 28 年 5 月 20 日 同一申請者から 13 回目目の許可申請
- 5 月 24 日 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）が可決成立（施行日は 6 月 3 日）
- 5 月 30 日 公園内行為許可申請に対し全国初の不許可処分
- 6 月 2 日 横浜地方裁判所川崎支部がデモ禁止の仮処分
- 6 月 5 日 中原平和公園前でデモ（主催者側が中止）
- 7 月 13 日 市長が川崎市人権施策推進協議会に対し「ヘイトスピーチ対策に関すること」につき優先審議を依頼
- 12 月 27 日 同協議会から市長に対し優先審議事項報告書『ヘイトスピーチ対策に関する提言』が提出
- 平成 29 年 1 月 19 日 市議会文教委員会に報告（報告書）
- 4 月 28 日 " "（ガイドライン案骨子等）

## 2. 本市の課題認識

本市では、国籍や民族、文化の違いを認め合い、共に暮らすことができる多文化共生社会を実現するための施策を先行的に進めてきた。また、川崎市人権施策推進基本計画においても、「あらゆる差別的散逸と人権侵害の防止」を基本理念の一つに掲げ、差別や偏見のない社会の実現に向けて取り組んできた。

このような中で、近年、本邦外出身者であることを理由として、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が、全国的に社会問題化しており、本市においても、ヘイトスピーチデモが行われてきた。

そのため、ヘイトスピーチ対策に関しては、喫緊の課題であると認識し、市長が川崎市人権施策推進協議会に対し「ヘイトスピーチ対策に関すること」について優先審議を依頼し、同協議会から優先審議報告書「ヘイトスピーチ対策に関する提言」が提出された。ここでは取り組むべき事項として、「公的施設の利用に関するガイドラインの策定」が提言され、これに基づき、本ガイドラインを策定することとした。

本ガイドラインは、ヘイトスピーチが行われないための方策の一つとして、本市施設の利用申請に対して適切な判断ができるよう、利用制限の検討・判断を行う際に拠るべき基準・手続きを定めるもので、本ガイドラインの策定により、多文化共生を推進していきたいと考えている。

## 3. ガイドライン策定にあたっての考え方

## 【基本的な考え方】

- (1) 憲法及び法令を尊重遵守しなければならない。表現の自由等の人権についてその安易な規制は避けなければならない。
- (2) 川崎市人権施策推進基本計画（平成 19 年 2 月策定、平成 27 年 3 月改定）において、その基本理念の一つとして、「あらゆる差別的散逸と人権侵害の防止」を掲げている。
- (3) 川崎市人権施策推進協議会からの提言（平成 28 年 12 月 27 日）  
《公的施設の利用に関するガイドラインの策定》

ア 「各施設の既存の条例の解釈を明確化すべく、早急に、公的施設の利用に関するガイドラインを策定する必要がある。」

イ 「不当な差別的言動が行われるおそれが客観的な事実として具体的に認められる場合には、不許可とすべきである。」

ウ 「恣意的な判断を避けるため、第三者が関与するしくみが必要不可欠である。」

エ 「策定・運用にあたっては、憲法との適合性を損なうことがないよう、慎重に対応することが求められる。」

- (4) 憲法適合性という観点から、最高裁判例（泉佐野市民会館事件・平成 7 年 3 月 7 日第 3 小法廷判決）を踏まえる必要がある。  
具体例 P4 「その利用によって、他の利用者の人権が侵害され、公共の安全が損なわれる危険があり、」

「単に危険な事態を生じる蓋然性があるというだけでは足りず、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要である。」など

## 【このガイドラインで定める内容】

本ガイドラインは、各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例における利用制限の検討・判断を行う際に拠るべき基準とする。



## 4. ガイドライン案の骨子

### 1 目的

ヘイトスピーチ解消法に基づき、本市として施設管理権を適切に行使し、公の施設において不当な差別的言動が行われることを制度的に防止することが求められていることから、各施設の所管組織が、各施設の設定・管理条例における利用制限の検討・判断を行う際に拠るべき基準として、本ガイドラインを策定する。

### 2 経緯

- (1) 川崎市人権施策推進基本計画、川崎市多文化共生社会推進指針の策定・推進
- (2) 平成 28 年 5 月 30 日、公園内行為許可申請に対し「不当な差別的言動から市民の安全と尊厳を守る」という観点から、全国初の不許可処分を行った。
- (3) 川崎市人権施策推進協議会からの提言

### 3 対象

地方自治法第 244 条に定める「公の施設\*」（指定管理者制度導入施設を含む。）であって本市の設置・管理条例で定めるものを対象とする。なお、これ以外の本市の施設に関しても、ガイドラインの対象となる施設に準じて、ヘイトスピーチ解消法の趣旨を踏まえ、施設の設定・管理者が適切に判断する必要があるものと考ええる。

\*「公の施設」とは、住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するために普通地方公共団体が設ける施設のこと。公園、市民館など。

### 4 定義

(1) 本ガイドラインにおける「不当な差別的言動」とは、原則としてヘイトスピーチ解消法第 2 条に定めるものとし、次の 4 つの要件を満たすことを要する。

- ① 対象が「本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの」であること
- ② 「差別的意識を助長し又は誘発する目的」を有すること
- ③ 「本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として」いること
- ④ 「本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する」ものであること

\* 判断に当たっては、事実ごとくに状況・文脈に応じて個別具体的に判断する必要がある。

(2) ヘイトスピーチ解消法成立時の衆参両議院の法務委員会による附帯決議

- (1) で提示するヘイトスピーチ解消法第 2 条が規定する以外の人々への不当な差別的言動にも特段の配慮の上、適切に対処すべきである。

### 5 公の施設の利用制限に関する基本指針

(1) 利用制限の考え方

表現の自由に対する過度の制約にならないよう配慮しなければならない。

(2) 手続等の概要

ア 利用制限の種類

利用許可の申請があった場合に「不当な差別的言動が行われるおそれが客観的な事実」に照らして具体的に認められる場合（言動要件）は、当該公の施設の利用等につき、「警告」「条件付き許可」「不許可」「許可の取消し」といった利用制限を行うことができるとする。

イ 「不許可」「許可の取消し」の要件

利用制限のうち、「不許可」「許可の取消し」については、「不当な差別的言動が行われるおそれが客観的な事実」に照らして具体的に認められる場合（言動要件）であり、かつ「その者等に施設を利用させると他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険のあることが客観的な事実」に照らして明白な場合（迷惑要件）と判断されるときに限って行うことができるとする。

### ウ 第三者機関

「不許可」「許可の取消し」とする場合、判断及び手続の公正性・公平性・透明性を担保するため、第三者機関から事前に意見聴取を行うこととする。

エ 許可後の対応

許可後に「不当な差別的言動が行われるおそれが客観的な事実」に照らして具体的に認められる場合（言動要件）と判断されるときは、アからウに準じた対応を行うこととする。

### (3) 判断方法

ア 各施設の所管組織は「不当な差別的言動の行われるおそれが客観的な事実」に照らして具体的に認められる場合（言動要件）に該当するか否かの判断に当たっては、その該当性が利用申請書等の記載から明らかでない場合は、申請者・団体側の情報発信（告知内容）等を確認するほか、申請者・団体の性質及び活動歴等も勘案の上、総合的に判断しなければならない。

イ 各施設の所管組織が総合的な判断をするに当たっては、市民文化局人権・男女共同参画室に情報提供を求めることができる。

ウ 各施設の所管組織が「迷惑要件」に該当するに当たっては、その利用によって、他の利用者の人権が侵害され、公共の安全が損なわれる危険があり、これを回避する必要性が優越する場合に限られなければならない。そして、その危険性の程度としては、単に危険な事態を生じる蓋然性があるというだけでは足りず、明らかでない差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要である。

エ さらに、ウの判断に当たっては、当該施設の性質・形態を考慮しなければならない。

### 6 利用制限の種類 P5～6 参照

- (1) 警告 (2) 条件付き許可 (3) 不許可 (4) 許可の取消し

### 7 第三者機関への意見聴取

「不許可」「許可の取消し」の処分に先立って、必ず第三者機関から当該判断について意見を聴取するものとする。各施設の所管組織は、その判断及び表現の自由等の重要性を総合的に斟酌して最終判断を行う。

なお、この第三者機関は、市長の附属機関たる川崎市人権施策推進協議会の下に部会として設置する。

### 8 市の各施設への具体的な適用

- (1) 都市公園の場合  
利用制限を行う際には、川崎市都市公園条例第 3 条第 4 項（不許可）、同第 5 項（条件付き許可）及び同第 22 条第 1 項（許可取消し）が根拠となる。
- (2) 市民館の場合  
利用制限を行う際には、川崎市市民館条例第 5 条（条件付き許可）、第 8 条（不許可）・第 9 条（許可取消し）が根拠となる。

※都市公園・市民館以外の公の施設については、上記（2）に相当する各施設の設定・管理条例の規定を根拠として行うこととする。

### 9 利用申請から許可・不許可等の決定までの具体的な流れ

- (1) 申請書によるケース P11 参照
- (2) ふれあいネットによるケース P14 参照

## 5. 今後のスケジュール

パブリックコメント 平成 29 年 6 月 20 日から 7 月 19 日まで  
ガイドライン策定・公表 平成 29 年 11 月  
ガイドライン施行 平成 30 年 3 月末予定

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進  
に関する法律に基づく「公の施設」利用許可に関するガイドライン  
(案)

～ ヘイトスピーチ解消に向けて ～

平成29(2017)年 月

川 崎 市



◎目 次

1	目 的	1
2	経 緯	1
3	対 象	2
4	定 義	2
5	公の施設の利用制限に関する基本指針	
	(1) 利用制限の考え方	3
	(2) 手続等の概要	3
	(3) 判断方法	4
6	利用制限の種類	5
7	第三者機関への意見聴取	6
8	市の各施設への具体的な適用	
	(1) 都市公園の場合	7
	(2) 市民館の場合	9
	(3) 上記以外の公の施設の場合	10
9	利用申請から許可・不許可等の決定までの具体的な流れ	10
	(1) 申請書によるケース	11
	(2) ふれあいネットによるケース	14
10	資料編	
	資料1 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた 取組の推進に関する法律（平成28年6月3日・法68）	15
	資料2 参議院法務委員会 附帯決議（平成28年5月12日）	16
	資料3 衆議院法務委員会 附帯決議（平成28年5月20日）	17
	資料4 参議院法務委員会「ヘイトスピーチの解消に関する決議」 （平成28年5月26日）	17
	資料5 公園内行為許可申請の不許可処分に関する市長コメント （平成28年5月31日）	18
	資料6 川崎市におけるヘイトスピーチへの断固たる措置を求める要望書 （平成28年5月30日）	18
	資料7 あらゆる差別の撤廃に向けたまちづくりの推進に関する決議 （平成28年3月18日）	18
	資料8 ヘイトスピーチ対策に係る法整備を求める要望について （平成28年3月14日）	19
	資料9 泉佐野市民会館事件最高裁判決（平成7年3月7日）	20
	資料10 川崎市人権施策推進協議会優先審議事項報告書「ヘイトスピーチ 対策に関する提言（抄）」（平成28年12月27日）	27

## 1 目的

公の施設は「住民の福祉を増進する目的」で設けられており、住民の利用は「正当な理由」がない限り拒んではならないと定められている（地方自治法第244条）。したがってその利用申請については、憲法、地方自治法等の観点から原則として許可をする必要がある。

しかし、平成28年6月3日、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）が公布・施行され、同法第4条第2項において、「地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。」と定められたことから、本市としても、施設管理権を適切に行使し、公の施設において不当な差別的言動が行われることを制度的に防止することが求められる。

そこで、各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例における利用制限の検討・判断を行う際に拠るべき基準として、本ガイドラインを策定する。

本ガイドラインの運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する自由と権利を不当に侵害することのないように留意しなければならない。

## 2 経緯

### (1) 本市の基本的立場

ア 川崎市人権施策推進基本計画（平成19年2月策定、平成27年3月改定。）において、その基本理念の一つとして「あらゆる差別の撤廃と人権侵害の防止」を掲げている。

イ 川崎市多文化共生社会推進指針を改定（平成27年10月）し、新設した重点課題の一つとして「差別解消施策の検討」を掲げている。

### (2) 公園内行為不許可処分

本市では、平成28年5月30日、公園内行為許可申請に対し「不当な差別的言動から市民の安全と尊厳を守る」という観点から、全国初の不許可処分を行った。

### (3) 川崎市人権施策推進協議会からの提言

平成28年7月13日、市長から「ヘイトスピーチ対策に関すること」につき優先的に審議することとの依頼を受けた川崎市人権施策推進協議会は、審議の結果、同年12月27日に優先審議事項報告書『ヘイトスピーチ対策に関する提言』を提出した。

同報告書では、「取り組むべき事項」として「ヘイトスピーチによる市民の被害を防止するため、市が所管する公的施設（公園、市民館等）において、ヘイトスピーチが行われないよう対処する必要がある。そのためには、条例の制定又は改正をすべきであるが、当面は、各施設の既存の条例の解釈を明確化すべく、早急に、公的施設の利用に関するガイドラインを策定する必要がある。」と提言されている。



### 3 対象

本ガイドラインでは、地方自治法第 244 条に定める「公の施設」（指定管理者制度導入施設を含む。）であって本市の設置・管理条例で定めるものを対象とする。

なお、これ以外の本市の施設に関しても、ガイドラインの対象となる施設に準じて、ヘイトスピーチ解消法の趣旨を踏まえ、施設の設置・管理者が適切に判断する必要があるものとする。

### 4 定義

(1) 本ガイドラインにおいて「不当な差別的言動」とは、原則としてヘイトスピーチ解消法第 2 条に定める不当な差別的言動を言う。したがって、

- ① 対象が「本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの」であること
- ② 「差別的意識を助長し又は誘発する目的」を有すること
- ③ 「本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として」いること
- ④ 「本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する」ものであること

の 4 つの要件を満たすことを要する。

また、同条ではその行為態様として「公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑する」ことが例示されている。

なお、②の要件に関しては、平成 27 年度法務省委託調査研究事業として公益財団法人人権教育啓発推進センターが公表した「ヘイトスピーチに関する実態調査報告書」（平成 28 年 3 月）において、一般的にヘイトスピーチと指摘されることの多い内容として次の 3 つの類型が挙げられていることが参考となる。

- a. 特定の民族や国籍に属する集団を一律に排斥するもの  
例；「〇〇人は日本から出て行け」
- b. 特定の民族や国籍に属する集団の生命、身体等に危害を加えるもの  
例；「〇〇人を皆殺しにしろ」
- c. 特定の民族や国籍に属する集団を蔑称で呼ぶなどして、ことさらに誹謗中傷するもの  
例；「ゴキブリ〇〇人」

\* どのような言動がヘイトスピーチ解消法第 2 条に定める「不当な差別的言動」に該当するかの判断に当たっては、事案ごとに状況・文脈に応じて個別具体的に判断する必要がある。

\* 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）の適用を受ける選挙運動等については、同法に基づいて、判断しなければならない。

- (2) さらに、ヘイトスピーチ解消法第2条に規定する本邦外出身者以外の人々への不当な差別的言動については、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）のほか、ヘイトスピーチ解消法成立時の衆参両議院の法務委員会による附帯決議（16頁以下参照）があり、これらの不当な差別的言動についても特段の配慮の上、適切に対処すべきである。

## 5 公の施設の利用制限に関する基本指針

公の施設の利用申請については、原則として許可をする必要がある（地方自治法第244条）。そこで、利用制限に関する基本方針を次のとおりとする。

### (1) 利用制限の考え方

市が、公の施設の利用を制限することができる場合があるとしても、表現の自由に対する過度の制約にならないよう配慮しなければならない。基準の文言は一定程度抽象的にならざるを得ないことから、表現の自由の制約が過度にわたることがないように極めて例外的な場合に限定して解釈することが必要になる。特に主観的なおそれや抽象的な可能性だけをもって利用を制限することがあってはならない。

### (2) 手続等の概要

#### ア 利用制限の種類

公の施設において、利用許可の申請があった場合に「不当な差別的言動の行われるおそれが客観的な事実を照らして具体的に認められる場合（言動要件）」は、当該公の施設の利用等につき、「警告」「条件付き許可」「不許可」「許可の取消し」といった利用制限を行うことができることとする【6 利用制限の種類 参照】。

#### イ 「不許可」「許可の取消し」の要件

利用制限のうち、「不許可」「許可の取消し」については「当該施設利用において、不当な差別的言動の行われるおそれが客観的な事実を照らして具体的に認められる場合（言動要件）」であり、かつ「その者等に施設を利用させると他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険のあることが客観的な事実を照らして明白な場合（迷惑要件）」と判断されるときに限って行うことができることとする。

#### ウ 第三者機関

「不許可」「許可の取消し」とする場合、判断及び手続の公正性・公平性・透明性を担保するため、第三者機関から事前に意見聴取を行うこととする【7 第三者機関への意見聴取 参照】。

#### エ 許可後の対応

許可後に「不当な差別的言動の行われるおそれが客観的な事実を照らして具体的に認められる場合（言動要件）」と判断されることとなったときは、アからウに準じた対応を行うこととする。

#### オ 具体的な流れ

利用許可の申請から許可・不許可までの手続は、「9 利用申請から許可・不許可等の決定までの具体的な流れ」に規定したとおり行うこととする。



地方自治法

(公の施設)

第 244 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第 3 項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(3) 判断方法

ア 各施設の所管組織は「不当な差別的言動の行われるおそれが客観的な事実を照らして具体的に認められる場合（言動要件）」に該当するか否かの判断に当たっては、その該当性が利用申請書等の記載から明らかでない場合は、申請者・団体側の情報発信（告知内容）等を確認するほか、申請者・団体の性質及び活動歴等も勘案の上、総合的に判断しなければならない。

イ 各施設の所管組織が総合的な判断をするに当たっては、市民文化局人権・男女共同参画室に情報提供を求めることができる。

ウ 各施設の所管組織が「その者等に施設を利用させると他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険のあることが客観的な事実を照らして明白な場合（迷惑要件）」に該当するという判断をするに当たっては、その利用によって、他の利用者の人権が侵害され、公共の安全が損なわれる危険があり、これを回避する必要性が優越する場合に限られなければならない。そして、その危険性の程度としては、単に危険な事態を生じる蓋然性があるというだけでは足りず、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要である。

なお、他者の実力での妨害により紛争が生じるおそれを理由に平穏な集会を拒否できるのは、警察の警備等によってもなお混乱を防止することができないなど特別な事情がある場合に限られる。

エ さらに、ウの判断に当たっては、当該施設の性質・形態を考慮しなければならない。例えば、公園等の屋外施設の場合には、他の利用者の迷惑については想定しやすいが、市民館の会議室のように閉鎖型で個々に独立した形態の場合には、参加者が特定又は少数の場合は他の利用者の迷惑自体が想定し難い。

※ この際、文書、ウェブページ等判断の根拠となった証拠類については各施設の所管組織において保管しなければならない。



## 6 利用制限の種類

利用制限のうち、「不許可」は、集会・表現の自由に対する最も重大な制約となるものである。本ガイドラインを策定する契機となった『ヘイトスピーチ対策に関する提言』（平成 28 年 12 月 27 日川崎市人権施策推進協議会）においても、「公的施設の利用については、憲法及び地方自治法の観点から許可を原則としなければならない。」とされ、「集会・表現の自由を損なわないよう、ガイドラインにおいて規制対象や手続を明確にして、慎重に運用しなければならない。」とされている。

したがって、「不許可」「許可の取消し」という対応は、極めて限定的な場合に限り行うこととし、他のより制限的でない手段の選択が可能な場合には、まずその手段を選択しなければならないこととする。

なお、利用制限を行った場合、市民文化局人権・男女共同参画室に速やかに報告を行うこととする。また、報告を受けた同室は、その処分内容等につき適時公表する。

### (1) 警告

申請された集会等で不当な差別的言動を行わないように警告をした上で許可するものである。

これは、申請者が不当な差別的言動を行う意思がないと表明していても、各施設の所管組織において、それが行われる可能性が高くはないがあると判断された場合に、行政指導の一環として発することができることとするものである。この警告は文書で行い、行った場合は記録簿等を作成し記録する。

行政指導である以上、あくまでも相手方の任意又は合意を前提として行政目的を達成しようとするものであり、ここでの警告は不当な差別的言動を行わないよう働きかける事実行為に過ぎない。したがって、「その相手方がこれに従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない」（川崎市行政手続条例第 30 条第 2 項）。また、「申請をした者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請をした者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない」（同条例第 31 条）。

(文例)

施設利用をされる皆様へ

ヘイトスピーチ解消のための法律が施行されています。

各施設の利用に当たりましては、同法に定める不当な差別的言動を行わないこと等、関係法規を遵守してください。

民族や国籍等の違いを超え、互いの人権を尊重しあう社会をともに築きましょう。

川崎市

## (2) 条件付き許可

不当な差別的言動を行わないことを条件として、利用を許可するものである。

これは、不当な差別的言動が行われる可能性が高いが、具体的に明らかとまでは言えない場合に、「ヘイトスピーチ解消法が定める不当な差別的言動を行わないこと」といった条件を付した上で許可処分を行うことができるとするものである。

条件は、各条例が認めた裁量の範囲内で付することができる。

(例) 条例第●条に基づき、次の各号に該当する場合は、許可を取り消すことがある。

- (x) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法）第2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を行う場合。

## (3) 不許可

「当該施設利用において、不当な差別的言動の行われるおそれが客観的な事実を照らして具体的に認められる場合（言動要件）」であり、かつ「その者等に施設を利用させると他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険のあることが客観的な事実を照らして明白な場合（迷惑要件）」に該当すると各施設の所管組織において判断したときには、「7 第三者機関への意見聴取」で定める第三者機関に意見聴取を実施した上で、不許可とすることができる。

## (4) 許可の取消し

許可決定後に、「当該施設利用において、不当な差別的言動が行われるおそれが客観的な事実を照らして具体的に認められる場合（言動要件）」であり、かつ「その者等に施設を利用させると他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険のあることが客観的な事実を照らして明白な場合（迷惑要件）」に該当すると各施設の所管組織において判断したときには、第三者機関に意見聴取をした上で、市行政手続条例に則り、許可を取り消すことができる。

## 7 第三者機関への意見聴取

6 (3) 及び (4) により意見を求められる第三者機関については次のとおりとする。

### (1) 第三者機関の位置付け・構成

ア この機関は、市長の附属機関たる川崎市人権施策推進協議会の下に部会として設置する。

イ 各施設の所管組織からの依頼に基づき、その当否を審議し、意見を述べる。

ウ 部会の事務局は、市民文化局人権・男女共同参画室に置く。



## (2) 意見聴取の手続

ア 各施設の所管組織は、意見聴取のために部会の開催を求める場合、事務局に申し出る。この際、申請書の他、当該判断に至った資料等を併せて提出するものとする。

イ 部会は、必要があると認めるときは、所管課、申請者等に意見書又は資料の提出を求めること及び事実を述べさせること等その他必要な調査を行う。

ウ 部会は「当該施設利用において、不当な差別的言動の行われるおそれが客観的な事実を照らして具体的に認められる場合（言動要件）であり、かつ、その者等に施設を利用させると他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険のあることが客観的な事実を照らして明白な場合（迷惑要件）」に該当するか否かについて審議する。

エ 審議結果に基づき意見書を作成する。部会に所属する委員間で判断・意見が一致しない場合、各判断・意見を併記する。

オ 調査審議の結果は、個人情報に触れる部分を除き、市のホームページ等で公開する。

## (3) 審議結果の取扱い

表現の自由等の重要性に鑑み、同部会に所属する委員が全員一致で、(2)ウの要件に該当すると判断した場合には、各施設の所管組織は、その判断及び表現の自由等の重要性を総合的に斟酌して最終判断を行う。

## (4) 各施設の所管組織の対応

各施設の所管組織においては、現行の標準処理期間を確認し、各施設の事情等を勘案した上で、必要に応じて本ガイドラインの定める手続実施に適合した適切な標準処理期間へ変更する。

## 8 市の各施設への具体的な適用

### (1) 都市公園の場合

川崎市都市公園条例

(行為の制限)

第3条

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が、都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で、条件を付けることができる。

(監督処分)

第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この条例の規定による許可若しくは承認(第7条第2項の承認を除く。以下この項及び次項において同じ。)を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園より退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者
- (3) 偽り、その他不正な手段により、この条例の規定による許可又は承認を受けた者

#### 許可条件（許可書裏面）

- 1 公園の施設・樹木等を破損しないように注意するとともに、破損した場合は、申請者の負担で元の状態に戻すこと。
- 2 一般の公園利用を妨げないこと。また、事故が発生しないように注意し、第三者に損害を与えた場合は、申請者の負担で処理すること。
- 3 申請した面積及び指定された区域以外を使用しないこと。
- 4 終了後は後片付けを速やかに行い、ごみは持ち帰るなど申請者が責任をもって処理すること。
- 5 公園の施設に看板、ポスター、その他を取り付けないこと。
- 6 公園内の電気を使用しないこと。
- 7 公園内で火気を使用しないこと。また、危険物を持ち込まないこと。
- 8 公園内に車両を乗り入れないこと。また、近隣住民の迷惑となるため、周辺道路に駐車しないこと。
- 9 公園の維持管理上又は公益上必要が生じた場合は、許可を取り消し、使用の中止を求めることがあります。
- 10 都市公園法及び川崎市都市公園条例・同条例施行規則を守ること。
- 11 その他必要な事項は、その都度所管の道路公園センターと協議し、その指示に従うこと。

#### ア 警告

申請者が不当な差別的言動を行う意思がないと表明していても、それが行われる可能性が高くはないがあると判断された場合に、行政指導の一環として、文書をもって申請された集会等で不当な差別的言動を行わないように警告を行うことができるものとする。

#### イ 条件付き許可

不当な差別的言動が行われる可能性が高いが、具体的に明らかとまでは言えない場合には「ヘイトスピーチ解消法が定める不当な差別的言動を行わないこと」という条件を付した上で、川崎市都市公園条例第3条第5項に基づき「都市公園の管理のため必要な範囲で、条件を付けることができる」に該当するものとして許可処分を行うことができるものとする。

#### ウ 不許可

都市公園において、「当該施設利用において、不当な差別的言動の行われるおそれが客観的な事実を照らして具体的に認められる場合（言動要件）であり、かつ、そ



の者等に施設を利用させると他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険のあることが客観的な事実を照らして明白な場合（迷惑要件）」に該当すると判断したときには、他の利用者の通常の利用に迷惑や差し障り、差し支えがあることから、川崎市都市公園条例第3条第4項にいう「都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合」に該当しないものとして不許可とすることができるものとする。

#### エ 許可の取消し

都市公園において、許可後に「当該施設利用において、不当な差別的言動の行われるおそれが客観的な事実を照らして具体的に認められる場合（言動要件）であり、かつ、その者等に施設を利用させると他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険のあることが客観的な事実を照らして明白な場合（迷惑要件）」に該当すると判断したときには、許可条件（条件9；「公園の維持管理上又は公益上必要が生じた場合は、許可を取り消し、使用の中止を求めることがあります。」）違反を理由に、川崎市都市公園条例第22条第1項第2号「条例の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者」に該当するものとして許可を取り消すことができるものとする。

#### (2) 市民館の場合

##### 川崎市市民館条例

##### (使用許可)

第5条 市民館の施設及び設備を使用しようとする者は、教育委員会（以下「委員会」という。）の許可を受けなければならない。

##### (使用許可の制限)

第8条 委員会は、次の各号の一に該当すると認める場合は、市民館の施設及び設備の使用を許可しない。

- 1 施設及び設備をき損するおそれがあるとき。
- 2 管理上支障があるとき。
- 3 その他委員会が使用を不相当と認めるとき。

##### (使用許可の取消し等)

第9条 委員会は、第5条の許可を受けた者が次の各号の一に該当する場合は、その許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 使用目的に反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- (3) 災害その他の事故により使用できなくなったとき。
- (4) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由が生じたとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

## ア 警告

申請者が不当な差別的言動を行う意思がないと表明していても、それが行われる可能性が高くはないがあると判断された場合には、許可後においても行政指導の一環として、文書をもって申請された集会等で不当な差別的言動を行わないように警告を行うことができるものとする。

## イ 条件付き許可

不当な差別的言動が行われる可能性が高いが、具体的に明らかとまでは言えない場合には「ヘイトスピーチ解消法が定める不当な差別的言動を行わないこと」という条件を付した上で、許可処分を行うことができるものとする(川崎市市民館条例第5条)。

## ウ 不許可

市民館等において、「当該施設利用において、不当な差別的言動の行われるおそれが客観的な事実を照らして具体的に認められる場合(言動要件)であり、かつ、その者等に施設を利用させると他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険のあることが客観的な事実を照らして明白な場合(迷惑要件)」に該当すると判断したときには、施設管理権を適切に行使し、市の施設において不当な差別的言動が行われることを制度的に防止することが求められることから、川崎市市民館条例第8条第3号に基づき「使用を不相当と認めるとき」に該当するものとして不許可とすることができるものとする。

## エ 許可の取消し

市民館において、許可後に「当該施設利用において、不当な差別的言動の行われるおそれが客観的な事実を照らして具体的に認められる場合(言動要件)であり、かつ、その者等に施設を利用させると他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険のあることが客観的な事実を照らして明白な場合(迷惑要件)」に該当すると判断したときには、川崎市市民館条例第9条第5号に基づき「使用を不相当と認めるとき」に該当するものとして許可を取り消すことができるものとする。

## (3) 上記以外の公の施設の場合

上記(2)に相当する各施設の設置・管理条例の規定を根拠として行うこととする。

## 9 利用申請から許可・不許可等の決定までの具体的な流れ

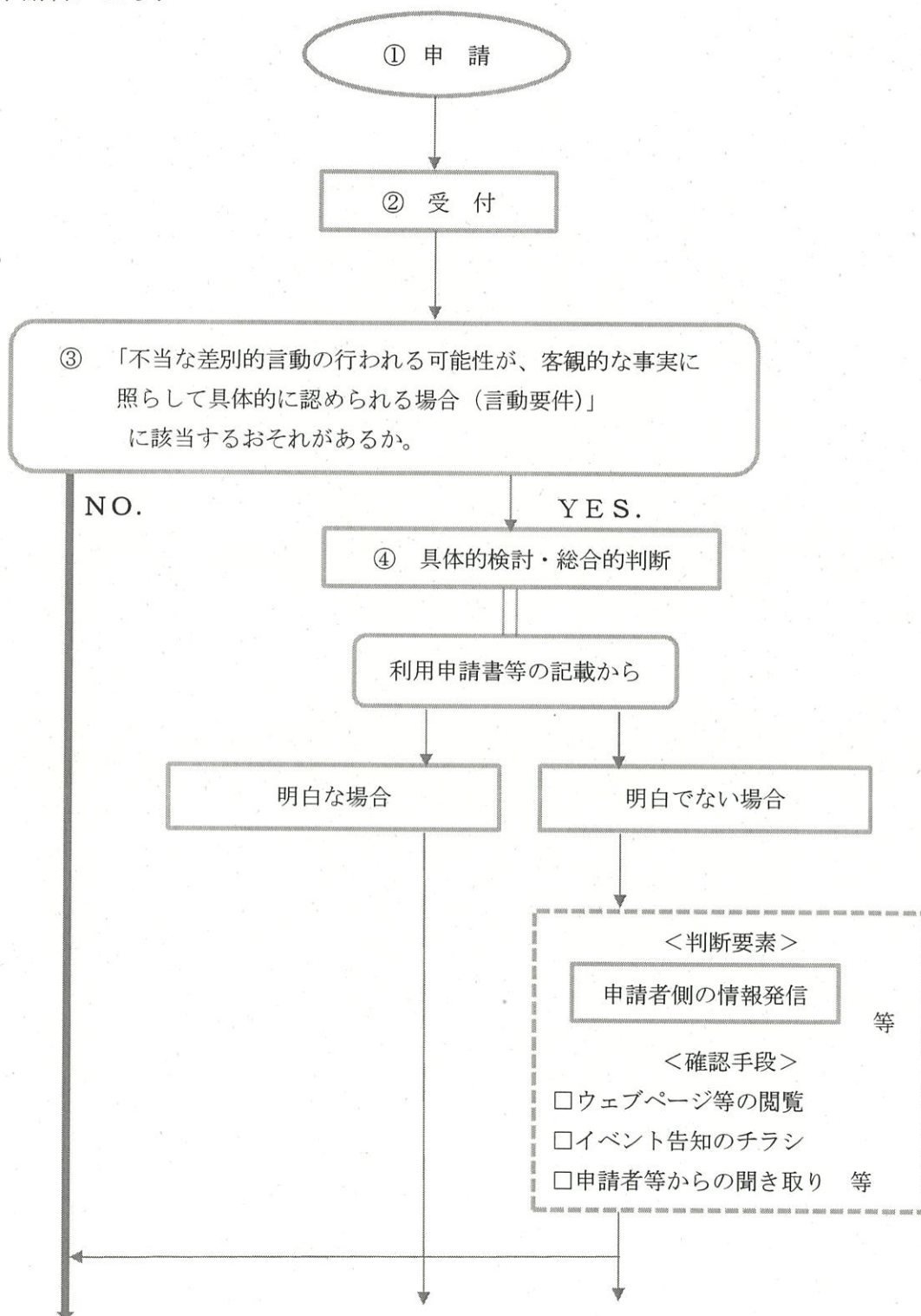
公の施設の利用申請の手続については、施設の窓口等で申請する場合と、川崎市公共施設利用予約システム(以下「ふれあいネット」という。)による場合がある。

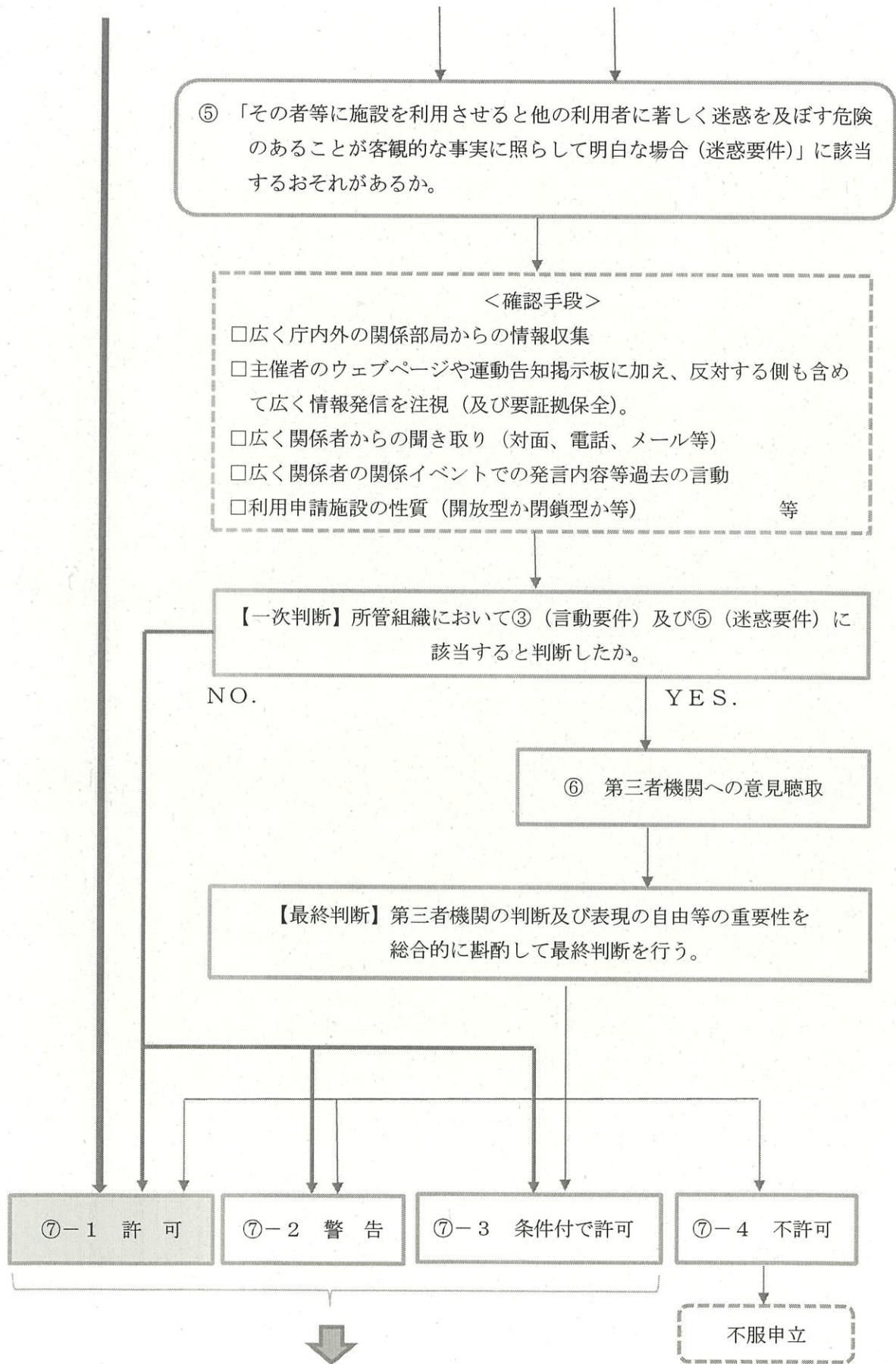
それぞれの手続の流れについては、次の図のとおり。

なお、ふれあいネットでは、自動抽選後の予約確定時に使用申請があったものとされ、多くの場合、利用当日に施設において鍵の受け渡し(指定管理施設では料金支払い)を行う際に許可が行われている。

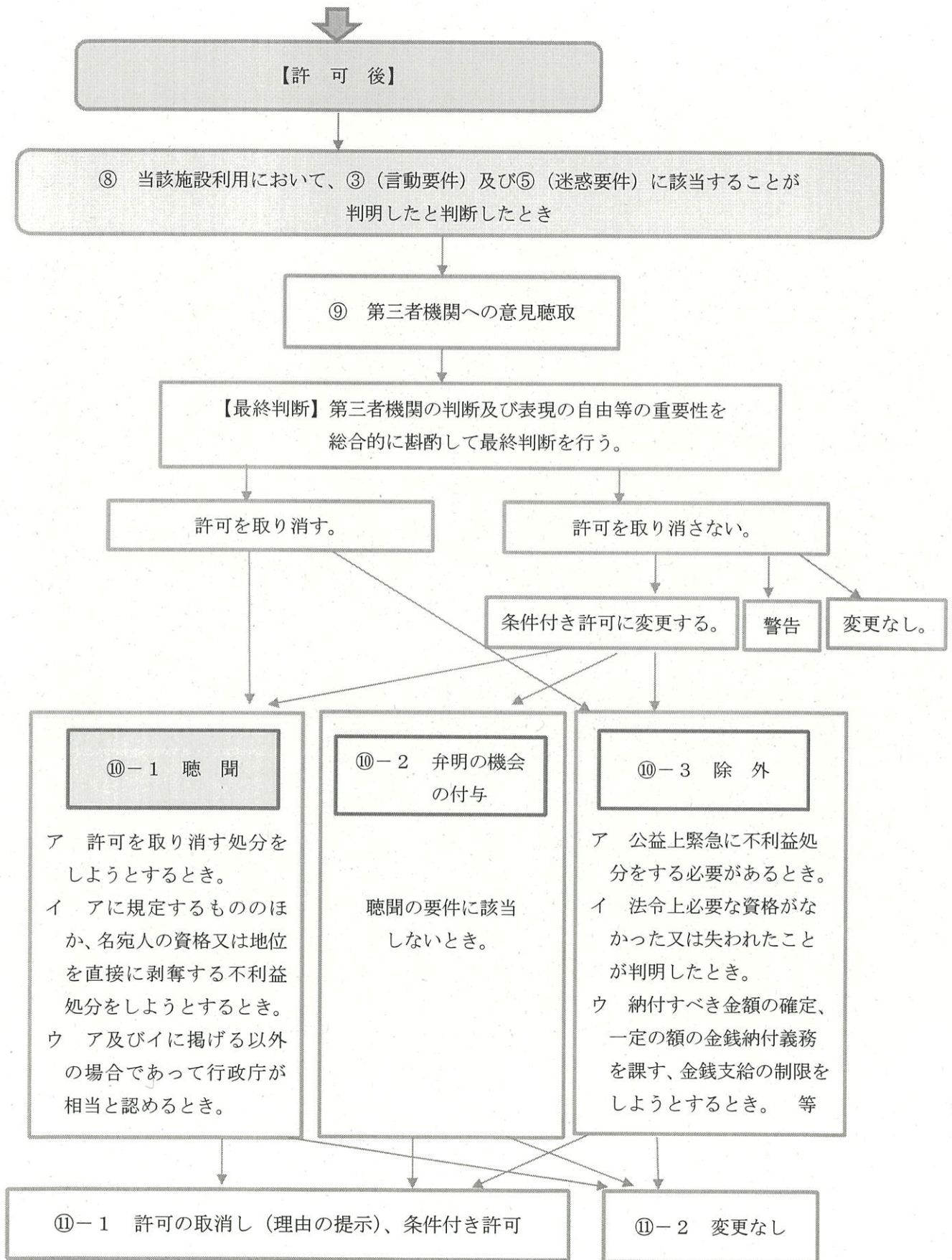


(1) 申請書によるケース









(2) ふれあいネットによるケース

※屋内施設の場合

